四	消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
3	消費者教育推進室に、室長を置く。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第二号
総務省令第一号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一
防衛大臣　稲田　朋美

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、財務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、文部科学省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正前	改正後
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令等の一部を改正する命令 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令等の一部改正） **第一条**　次に掲げる命令の規定中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。 一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）附則第二項 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十八年内閣府・総務省令第二号）附則 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正） **第二条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（平成二十八年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。 附則ただし書中「及び第六十四条」及び「並びに第七十一条の次に一条を加える改正規定」を削り、「施行の日」の下に「から、第六十四条の改正規定及び第七十一条の次に一条を加える改正規定は平成三十一年十月一日」を加える。 **附　則** この命令は、公布の日から施行する。	
温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、財務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、文部科学省、令第二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。	